

堺市公報 第427号	令和8年8月21日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

＜告示＞

○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9

○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局土木部路政課】	10
○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局土木部路政課】	11
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	11
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	12
<公告>	
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	13
<教育委員会規則>	
○堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局学校管理部学務課】	19

告 示

堺市告示第287号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区東雲西町1丁42番1の一部、42番2（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

堺市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
五月町サトミ歯科医院	堺市堺区五月町4-1	令和8年6月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
ニコニコあおぞら薬局	堺市北区東浅香山町3-12 千創ビル1階	令和8年6月1日
サン薬局深井店	堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル1階A号室	令和8年6月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

地域ケアステーション八千代・訪問看護ステーション	堺市北区百舌鳥本町1-6-1 H Iビル2階	令和8年6月1日
訪問看護ステーション花灯	堺市北区長曾根町1624-1 バンブーハイツ102	令和8年7月1日
なぎ訪問看護ステーション	堺市北区百舌鳥梅町3-48-30	令和8年7月1日
えがお訪問看護ステーション	堺市中区土師町1-5-8 ニューハイツ北田Ⅱ202	令和8年7月1日
堺ひだまり訪問看護ステーション	堺市堺区住吉橋1-3-2	令和8年5月1日
訪問看護ステーションでいご堺	堺市堺区北波止町12-1	令和8年7月1日
らくえ訪問看護ステーション	堺市南区晴美台2-36-8	令和8年4月1日
ルビー訪問看護ステーション	堺市堺区東雲西町1-2-7 出原ビル303	令和8年7月1日

~~~~~

## 堺市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 歯科

| 名称          | 所在地        | 廃止年月日     |
|-------------|------------|-----------|
| 五月町サトミ 歯科医院 | 堺市堺区五月町4-1 | 令和8年5月31日 |

## 2 薬局

| 名称         | 所在地                         | 廃止年月日     |
|------------|-----------------------------|-----------|
| サン薬局深井店    | 堺市中区深井清水町3985 H S 深井ビル3階B号室 | 令和8年5月31日 |
| ニコニコあおぞら薬局 | 堺市北区東浅香山町3-12 千創ビル1階        | 令和8年5月31日 |
| 中垣薬局       | 堺市西区上651-1                  | 令和8年4月30日 |

## 3 訪問看護

| 名称                       | 所在地                              | 廃止年月日     |
|--------------------------|----------------------------------|-----------|
| 地域ケアステーション八千代・訪問看護ステーション | 堺市北区百舌鳥本町1-6-1 H Iビル2階           | 令和8年5月31日 |
| かしゅうかい訪問看護ステーション堺        | 堺市中区東山961-2 コモド泉北B号室             | 令和8年6月30日 |
| という訪問看護ステーション            | 堺市西区上558-3 k a i j o クリスタル第3ビル7A | 令和8年6月30日 |

~~~~~

堺市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
耳原訪問看護ステーション	堺市西区鳳南町5-595 鳳クリニック内	堺市西区鳳南町5-595	令和7年6月1日

堺市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
地域密着型通所介護	茶話本舗デイサービス美原	ゆいろデイサービス美原	堺市美原区多治井281-6	令和6年7月1日
居宅介護支援	クロストリップケアプランセンター	いろどりケアプランセンター深井	堺市中区深井沢町3284	令和8年7月1日

堺市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護	あゆみ訪問看護ステーション	堺市西区津久野町2-28-10	堺市西区津久野町2-8-4	令和8年6月15日
介護予防訪問看護	あゆみ訪問看護ステーション	堺市西区津久野町2-28-10	堺市西区津久野町2-8-4	令和8年6月15日
居宅介護支援	いろどりケアプランセンター深井	堺市北区長曽根町130-42-312	堺市中区深井沢町3284 安田ビル7B号室	令和8年7月1日
訪問介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	堺市北区中百舌鳥町6-1040-28 エム2階201号	堺市堺区一条通13-16 富士ビル一条通602号室	令和8年6月1日
介護予防訪問サービス	グレースケアサービス堺ケアセンター	堺市北区中百舌鳥町6-1040-28 エム2階201号	堺市堺区一条通13-16 富士ビル一条通602号室	令和8年6月1日
居宅介護支援	ケアプランセンターつばめ	堺市南区片蔵1449-343	堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘Ⅱ305号	令和8年6月1日
訪問看護	スーパー・コート堺神石訪問看護ステーション	堺市堺区神石市之町7-6	堺市堺区神石市之町7-28 有料老人ホームスーパー・コート堺神石	令和8年6月1日

介護予防訪問看護	スーパー・コート堺神石訪問看護ステーション	堺市堺区神石市之町7-6	堺市堺区神石市之町7-28 有料老人ホームスーパー・コート堺神石	令和8年6月1日
訪問介護	ダンディサポート	堺市中区福田1131	堺市中区土師町5-6-1	令和8年6月1日
介護予防訪問サービス	ダンディサポート	堺市中区福田1131	堺市中区土師町5-6-1	令和8年6月1日
訪問介護	ヘルパーステーションつばめ	堺市南区片蔵1449-343	堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘Ⅱ305号	令和8年6月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションつばめ	堺市南区片蔵1449-343	堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘Ⅱ305号	令和8年6月1日
訪問介護	リーヴケア訪問介護ステーション	堺市美原区多治井273-4	堺市堺区南清水町3-4-5-103 ハイグレードヒガン浅香山103号	令和8年6月1日
介護予防訪問サービス	リーヴケア訪問介護ステーション	堺市美原区多治井273-4	堺市堺区南清水町3-4-5-103 ハイグレードヒガン浅香山103号	令和8年6月1日
居宅介護支援	いちごケアプランセンター	堺市堺区東湊町5丁目285番地1-3	堺市堺区東湊町5-285-1-3	令和7年7月1日
福祉用具貸与	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区東湊町5丁目285番地1-3	堺市堺区東湊町5-285-1-3	令和7年7月1日
特定福祉用具販売	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区東湊町5丁目285番地1-3	堺市堺区東湊町5-285-1-3	令和7年7月1日
特定介護予防福祉用具販売	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区東湊町5丁目285番地1-3	堺市堺区東湊町5-285-1-3	令和7年7月1日
介護予防福祉用具貸与	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区東湊町5丁目285番地1-3	堺市堺区東湊町5-285-1-3	令和7年7月1日

特定施設入居者生活介護	スーパー・コート堺神石	堺市堺区神石市之町7-28	堺市堺区神石市之町7-28 有料老人ホームスーパー・コート堺神石	令和8年6月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	スーパー・コート堺神石	堺市堺区神石市之町7-28	堺市堺区神石市之町7-28 有料老人ホームスーパー・コート堺神石	令和8年6月1日

堺市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
岩崎 翔太	みら鍼灸院	堺市東区日置荘原寺町53-9	令和8年7月23日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
南 明宏	たなか整骨院 黒土南院	堺市北区黒土町2259-3 アイエスビル1F B	令和8年6月16日

堺市告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類及び路線名

市道 遠里小野浅香山101号線

2 兼用工作物の位置

堺区浅香山町2丁36番1地先

3 他の工作物

一級河川大和川河川敷 及び 都市計画公園浅香山公園

4 他の工作物の管理者

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 及び 公園管理者 堺市長

5 管理の内容

(1) 市道 遠里小野浅香山101号線の道路区域内に存する兼用工作物に係る維持管理及び修繕は、道路管理者が行うものとする。

(2) 市道 遠里小野浅香山101号線（河川管理者の兼用工作物にかかる区間を除く。）の路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持（清掃、除草等）を行う。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日、当該位置の河川の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

~~~~~

## 堺市告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 道路の種類及び路線名

市道 遠里小野浅香山101号線

## 2 兼用工作物の位置

堺区香ヶ丘町5丁79番12地先から堺区浅香山町2丁36番1地先まで

## 3 他の工作物

都市計画公園浅香山公園及び浅香山緑道

## 4 他の工作物の管理者

公園管理者 堺市長

## 5 管理の内容

兼用工作物に係る維持管理及び修繕、行政処分等の権限の行使、占用料及び使用料の徴収は、道路管理者が行うものとする。

## 6 管理の期間

告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

~~~~~

堺市告示第296号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、兼用工作物の管

理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局公園緑地部公園監理課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称

都市計画公園浅香山公園

2 兼用工作物の位置

堺区浅香山町2丁36番1地先

3 他の工作物

一級河川大和川河川敷 及び 市道 遠里小野浅香山101号線

4 他の工作物の管理者

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 及び 道路管理者 堺市長

5 管理の内容

(1) 市道 遠里小野浅香山101号線の道路区域内に存する兼用工作物に係る維持管理及び修繕は、道路管理者が行うものとする。

(2) 法面のうち張芝部に係る維持管理及び修繕は、公園管理者が行うものとする。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日、当該位置の河川の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

~~~~~

堺市告示第297号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局公園緑地部公園監理課において、告示の日から14日間、

一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 公園の種類及び路線名  
都市計画公園浅香山公園及び浅香山緑道
- 2 兼用工作物の位置  
堺区香ヶ丘町5丁79番12地先から堺区浅香山町2丁36番1地先まで
- 3 他の工作物  
市道 遠里小野浅香山101号線
- 4 他の工作物の管理者  
道路管理者 堺市長
- 5 管理の内容  
兼用工作物に係る維持管理及び修繕、行政処分等の権限の行使、占用料及び使用料の徴収は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

## 公 告

堺市公告第482号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名称     | 位置              |
|----|--------|-----------------|
| 1  | 家原大池公園 | 堺市西区家原寺町1丁134－9 |
| 2  | 大仙公園   | 堺市堺区大仙中町132番11  |

2 区域

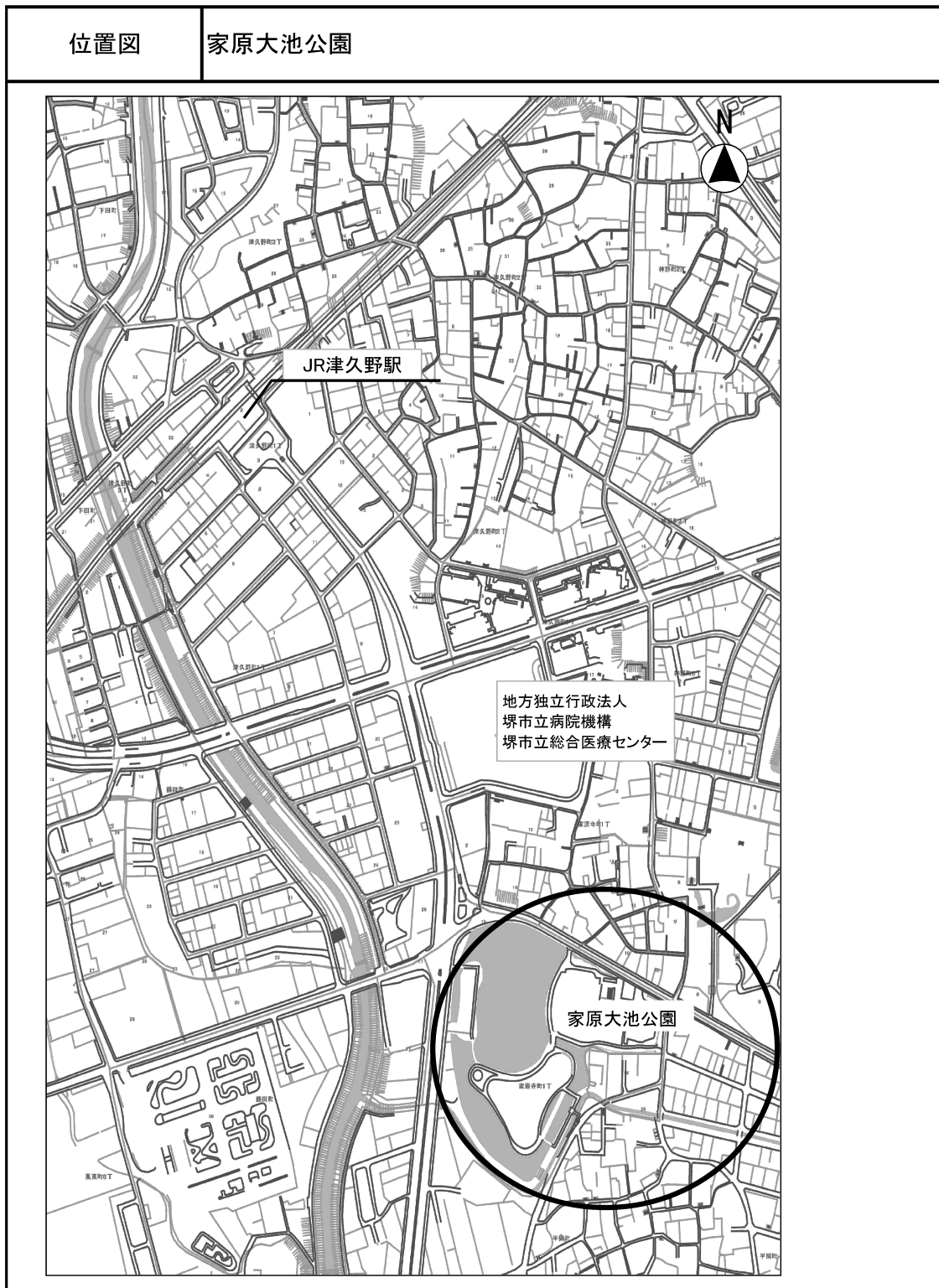
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 区域変更の日

令和8年8月21日

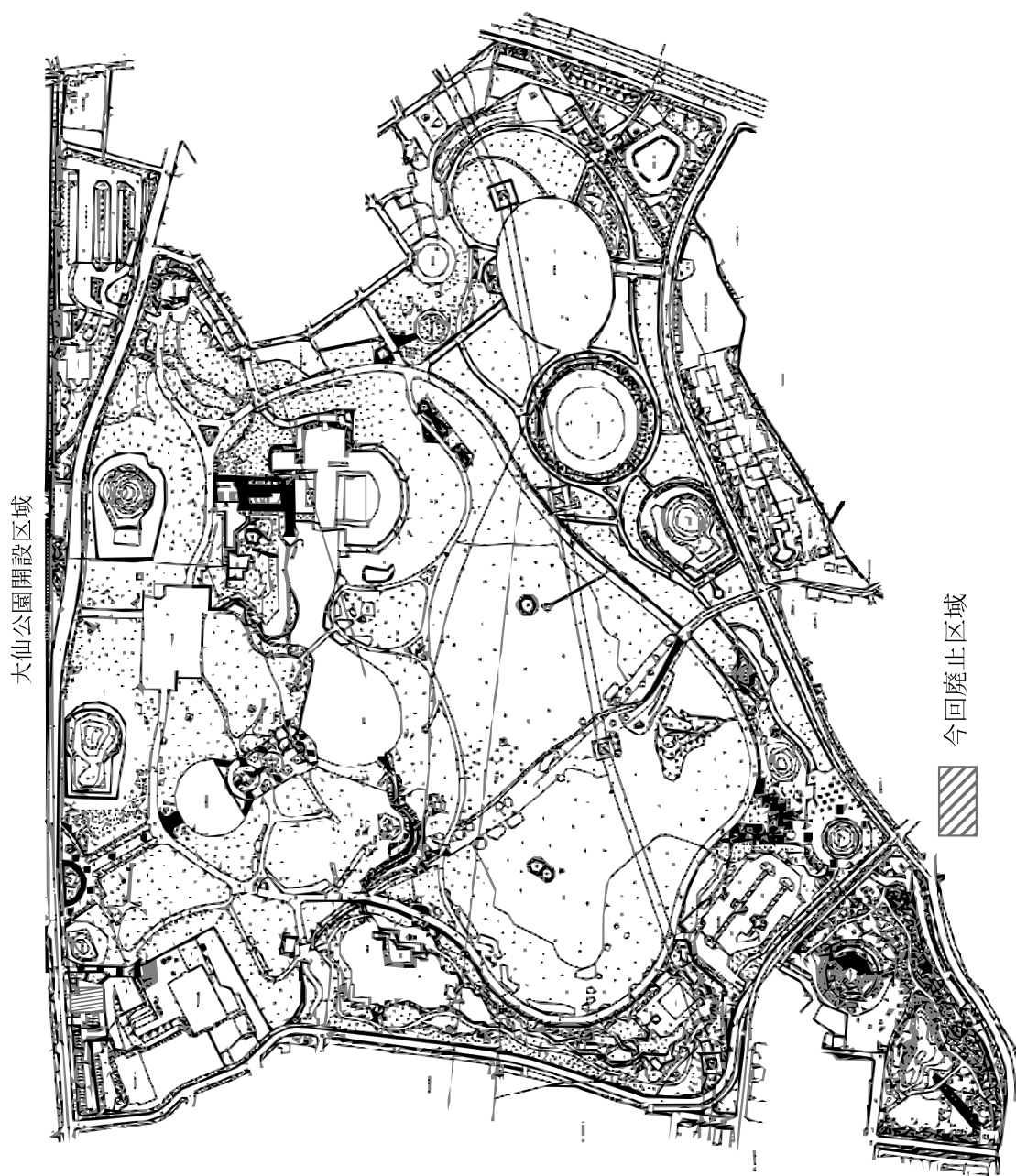
別 紙





位置図

大仙公園



## 教育委員会規則

堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月21日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第20号

### 堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則

堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の生徒等の高等学校等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

第4条第1項中「から当該給付の金額を控除した額」を「を上限として教育長が別に定める額」に改め、「この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第6条第1項の規定による決定を行わない。」を削る。

別表第1中「区分に定める額」を「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。